

医療機関の皆様へのお願い

1 診断書の様式について

診断書の様式は、県庁のホームページに掲載していますので、【愛媛県庁 肝炎対策】で検索してください。



2 B型肝炎の急性増悪等への対応について

従来より、受給者証を確認してから治療を開始していただくようお願いしていますが、B型慢性肝炎の急性増悪等、緊急やむを得ない場合は、臨時審査等で対応しますので、患者さんの住所地を管轄する保健所（下記のとおり）まで御連絡ください。

保健所管轄市町

地区	保健所	管轄市町	所在地及び電話番号
東予	四国中央保健所	四国中央市	〒799-0404 四国中央市三島宮川 4丁目6-53 TEL 0896-23-3360
	西条保健所	新居浜市、西条市	〒793-0042 西条市喜多川796-1 TEL 0897-56-1300
	今治保健所	今治市、上島町	〒794-0042 今治市旭町1丁目4-9 TEL 0898-23-2500
中予	中予保健所	松山市、東温市、伊予市、 久万高原町、 松前町、砥部町	〒790-8502 松山市北持田町132 TEL 089-941-1111
南予	八幡浜保健所	八幡浜市、大洲市、西予市、 内子町、伊方町	〒796-0048 八幡浜市北浜1丁目3-37 TEL 0894-22-4111
	宇和島保健所	宇和島市、松野町、鬼北町、 愛南町	〒798-0036 宇和島市天神町7-1 TEL 0895-22-5211